

府 令 ・ 省 令

○内閣府令第九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第二十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 野田 聖子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（特定個人情報提供することができる地方税法の規定）</p> <p>第十九条 令第二十二條の主務省令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定は、同法第八條第一項若しくは第二項（同法第八條の二第三項（同法第八條の三第二項において準用する場合を含む。）、第八條の二第一項若しくは第二項、第八條の三第一項若しくは第三項、第十九條の六、第二十条の三第一項、第二十条の四第一項、第四十一條第三項、第四十六條第一項から第三項まで、第四十八條第三項若しくは第五項、同条第八項において準用する同条第二項、第三項、第五項若しくは第七項、第五十三條第四十項若しくは第四十一項、第五十五條の三、第五十五條の五、第五十八條第四項若しくは第六項、第六十三條、第七十二條の二十五第二項（同条第六項（同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四項（同法第七十二</p>	<p>（特定個人情報提供することができる地方税法の規定）</p> <p>第十九条 令第二十二條の主務省令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定は、同法第八條第一項若しくは第二項（同法第八條の二第三項（同法第八條の三第二項において準用する場合を含む。）、第八條の二第一項若しくは第二項、第八條の三第一項若しくは第三項、第十九條の六、第二十条の三第一項、第二十条の四第一項、第四十一條第三項、第四十六條第一項から第三項まで、第四十八條第三項若しくは第五項、同条第八項において準用する同条第二項、第三項、第五項若しくは第七項、第五十三條第四十項若しくは第四十一項、第五十五條の三、第五十五條の五、第五十八條第四項若しくは第六項、第六十三條、第七十二條の二十五第二項（同条第六項（同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四項（同法第七十二</p>

条の二十五第七項（同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。若しくは第五項（同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第七十二條の三十九の三、第七十二條の三十九の五、第七十二條の四十、第七十二條の四十八の二第二項、第四項、第六項、第八項若しくは第十二項、第七十二條の四十九の二、第七十二條の五十第三項、第七十二條の五十四第三項、第七十二條の五十七の三、第七十二條の九十四、第七十三條の十八第三項、第七十三條の二十一第三項若しくは第四項、第七十三條の二十二、第七十三條の二十三、第七十三條の十九、第七十四條の八第四項、第七十四條の九第二項若しくは第九項、第七十四條の三十四第四項、第七十四條の三十五第四項、第三百二十一條の七の十三、第三百二十一條の十四第四項若しくは第六項、第三百二十一條の十五第一項若しくは第三項、第三百四十九條の四第六項若しくは第七項、第三百五十四條の二（同法第七百四十五條第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三百八十九條第一項若しくは第四項（同法第四百十七條第三項において準用する場合を含む。）、第三百九十九條（同法第四百十七條第四項において準用する場合を含む。）、第四百一號若しくは第五號、第四百十七條第二項、第四百十九條第一項、第四百二十一條、第四百七十九條、第六百五十五條、第七百一十一條、第七百四十二條、第七百四十三條の第一項若しくは第二項又は第七百四十四條の規定とする。

条の二十五第七項（同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。若しくは第五項（同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第七十二條の三十九の三、第七十二條の三十九の五、第七十二條の四十、第七十二條の四十八の二第二項、第四項、第六項、第八項若しくは第十二項、第七十二條の四十九の二、第七十二條の五十第三項、第七十二條の五十四第三項、第七十二條の五十七の三、第七十三條の十八第三項、第七十三條の二十一第三項若しくは第四項、第七十三條の二十二、第七十三條の二十三、第七十四條の九、第七十四條の八第四項、第七十四條の九第二項若しくは第九項、第七十四條の三十四第四項、第七十四條の三十五第四項、第三百二十一條の十四第四項若しくは第六項、第三百二十一條の十五第一項若しくは第三項、第三百四十九條の四第六項若しくは第七項、第三百五十四條の二（同法第七百四十五條第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三百八十九條第一項若しくは第四項（同法第四百十七條第三項において準用する場合を含む。）、第三百九十九條（同法第四百十七條第四項において準用する場合を含む。）、第四百一號若しくは第五號、第四百十七條第二項、第四百十九條第一項、第四百二十一條、第四百七十九條、第六百五十五條、第七百一十一條、第七百四十二條、第七百四十三條の第一項若しくは第二項又は第七百四十四條の規定とする。

附則 この命令は、平成三十年一月一日から施行する。